

北九州市ジュニアオーケストラの概要

1 目的

このオーケストラは、児童・生徒の演奏技術及び音楽性の向上並びに団員相互の親睦を深めるとともに、地域の音楽文化の向上を図ることを目的としています。

2 事業内容

次に掲げる事業を行います。

- (1) 定期演奏会の開催（年1回）
- (2) 春季合宿の実施
- (3) その他の事業（交流演奏会、スプリングコンサート、市行事への参加等）

3 役員

このオーケストラの団長は北九州市長、副団長は都市ブランド創造局長及び公益財団法人北九州市芸術文化振興財団理事長です。

4 運営委員会

このオーケストラを運営する為に、運営委員会を設けています。
運営委員会は、運営委員長1名、運営委員若干名から成ります。

5 事務局

このオーケストラの事務局（窓口）は、北九州市芸術文化振興財団 音楽事業課 大手町練習場に置かれています。

6 団員資格

- (1) 団員は、原則として北九州市民とし、小学校4年生から高校2年生を対象として公募により選考された者です。
- (2) 団員は、北九州市ジュニアオーケストラ団員の心得を守り、団員としての自覚をもって活動しなければならず、これに反するものは団員の資格を失います。

7 卒団、退団、休団の取扱い

- (1) 在団期間（高校3年生の定期演奏会まで）を終了し、オーケストラを辞めることを卒団といいます。
- (2) 上記以外に、団費等の経費を2ヶ月以上滞納又は、何らかの理由でオーケストラを辞めることを退団といいます。
※退団時、経費の未納がある場合は清算した日を退団日とする為、その月まで団費を納金して頂きます。
- (3) 病気、事故等により長期間にわたる入院又は自宅療養を必要とする場合、海外へ留学する場合等については休団を認めます。受験勉強などの場合は受験月を含め4ヶ月を上限とし認めます。休団の取扱いについては、運営委員会及び事務局で公平に検討し、決定します。

8 練習

- (1) 練習は、原則として毎月3回で日曜日の9時から12時まで（月1回は17時まで）です。
- (2) 練習会場は、原則として大手町練習場内の練習室です。
- (3) 演奏会の前等に、強化練習を行うことがあります。
- (4) 練習日程は、随時文書でご連絡をします。

9 合宿

- (1) 合宿練習は、団員の親睦及び演奏技術の向上、団体生活の充実を目的として行うものです。
- (2) 合宿は、春休みに少年自然の家等を利用し、2泊3日程度で行います。
- (3) 合宿は、原則として全員参加です。
- (4) 日程等については、練習日の連絡の際にお知らせします。
- (5) その他、中学生以上の団員を対象にリーダー研修等を行っています。

10 演奏会

- (1) 主な演奏会は、定期演奏会〔交響曲等に取り組むクラシック音楽会（8月又は9月）〕とスプリングコンサート〔団員企画中心のチャリティー音楽会（3月又は4月）〕です。
- (2) 演奏会の服装は、季節によって異なりますので別にお知らせします。又、入団後団服を貸与します。
- (3) ジュニアオーケストラの演奏会をより多くの皆さんに聴いて頂く為、チケット販売のご協力をお願いしています。

11 団体生活

団体の自主性を育む為、インスペクター、サブインスペクターを中心に団員による役員体制を設けています。団員の役員体制については、別に定めます。

12 楽譜の貸与

- (1) このオーケストラの練習及び演奏会で使用する楽譜は、各団員に貸与しますので大切に使用して下さい。
- (2) 個人で保存する場合は、必要に応じて写譜して下さい。

13 楽器の貸与

- (1) 北九州市及び団の楽器（備品）を使用する場合は、楽器借用書を提出して頂きます。
- (2) 北九州市及び団の楽器を借用する場合には、楽器維持管理費を負担して頂きます。
- (3) 借用した楽器は、責任を持って管理して下さい。不注意による楽器の損傷や故障については、個人負担となる場合があります。

14 楽器の修理

- (1) 個人所有の楽器の修理は、原則として個人負担です。
- (2) 北九州市及び団の楽器（備品）の経年劣化に伴う修理は、楽器維持管理費で行います。この場合、運営委員会及び事務局で公平に審査を行います。

15 パート・編成

別に定めます。

16 出欠席

団員は、原則として全てのオーケストラ活動（練習、演奏会等）に参加します。

- (1) 月3回行われる通常の練習を欠席する場合は、必ず事前にパートリーダーへ連絡して下さい。
- (2) 指揮者の合奏指導日や演奏会、合宿、演奏旅行等において、やむを得ず欠席する場合は、事前に欠席届を提出して下さい。欠席届は、必ず保護者が記入して下さい。
- (3) 当日、急に欠席する場合は、早めに各パートの指導者に電話連絡して下さい。尚、指揮者の合奏指導日や演奏会、合宿、演奏旅行等においては、あわせて後日必ず欠席届を提出して下さい。
- (4) 当日の練習会場への電話連絡は、緊急の場合以外はご遠慮下さい。
- (5) 練習への出席状況、練習態度、無断欠席等の評価によっては演奏会に出演できない場合があります。

17 経費

このオーケストラの経費は、市費及び団費をもって充てられています。団費は運営委員会が管理及び執行し、主として団の運営経費や演奏会での臨時経費等に充てられます。執行内容は保護者の代表により決算監査が行われ、保護者会総会において報告されます。

- (1) 団費（月額5,000円）
- (2) 保護者会費（年額2,000円）〔半期1,000円〕
- (3) 団服維持費（年額1,000円）
- (4) 定期演奏会のチケットのご購入（各家庭10,000円程度）をお願いします。
- (5) 合宿参加費（2泊3日の宿泊費、食事代、交通費等として徴収します。）
- (6) 演奏旅行費（演奏旅行がある場合に徴収します。）
- (7) 楽器維持管理費（年額）※楽器を借用する場合のみ徴収します。
 - ①個人で負担する楽器 { 6,000円（ヴィオラ・チェロ・コントラバス・オーボエ・クラリネットB管・ファゴット・ホルン・トランペットB管・トロンボーン）
1,500円（クラリネットA管・トランペットC管・アルトトロンボーン・イングリッシュホルン）
 - ②パート全員が負担する楽器 { 1,500円（フルートパート）※ピッコロを所有していない方に限ります。
3,000円（パーカッションパート）

（※個人所有の方で、修理等により一時的に楽器を借用する場合は、1ヶ月1,000円です。）

※経費の徴収方法は、ゆうちょ銀行の自動引落です。年額の経費〔上記(2)・(3)・(7)〕は4月に徴収します。

18 保護者総会

- (1) 団員の保護者は全て、保護者会に入会して頂きます。
- (2) 保護者会はこのオーケストラをより良いものにする為、保護者の立場から協力をして頂いています。
- (3) 保護者会の運営については、別に定めます。
- (4) 保護者総会は、事業計画・事業報告・年度予算・会計報告等を議題とし、年度初めに行われています。